

青森県報

第四千六十五号

平成二十七年
十月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉政策課) ……一

生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……六

道路の区域の変更……………(道路課) ……六

道路の供用の開始……………(同) ……七

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……七

出先機関……………(東青地域) ……七

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(県民局) ……七

収用委員会

公示による通知……………(監理課) ……八

雑 報

平成二十七年年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第二号)の要領……………(新産業都市建設事業団) ……九

告 示

青森県告示第七百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	変更年月日
				名 称	主たる事務所の所在地			
有限会社 ファミリー サポート	有限会社 ファミリー サポート	株式会社 デイセイブ	有限会社 高台薬局	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	居宅療養 管理指導	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	平成 二七・九・一
有限会社 ファミリー サポート	有限会社 ファミリー サポート	株式会社 セイブ	株式会社 高台薬局	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	八戸市大字 白銀町三三 の三	居宅療養 管理指導	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	平成 二七・九・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
生医療法人守会		"		"		株式会社プロメ		"		株式会社ナ	
〇字五所川原市 八一ツ谷二五		の二八戸市石堂 三〇目二四	の町八戸市一番 一五丁目三	の二八戸市石堂 三〇目二四	の町八戸市一番 一五丁目三	の二八戸市石堂 三〇目二四	の町八戸市一番 一五丁目三	の二八戸市石堂 三〇目二四	の町八戸市一番 一五丁目三	の二八戸市石堂 三〇目二四	の町八戸市一番 一五丁目三
生応認 活型知 介共症 護同対		"		"		"		"		管居 理宅 指療 導養	
まプ生医 わりホ会療 ムルグ法 ひー人守		売ア 市ポ 店テ ツッ ク		柏ア 崎ポ 店テ ツッ ク		内ア 丸ポ 店テ ツッ ク		一 番 町 薬 局		根ア 城ポ 店テ ツッ ク	
一字五所川原市 〇一の二五	六字五所川原市 〇一ツ谷一	六一八戸市 一丁目四の		一三八戸市 七丁目七の		三三八戸市 七丁目五の 一丸		の町八戸市 七二丁目三番		五五八戸市 五丁目二の 根城	
三	三	"		"		"		"		三	一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社ナ		福人社 社青森福 社振興社 団会法		株式会 社和		"		五株 舎式 会社 大		"	
の二八戸市 三〇目二四	の町八戸市 一五丁目三	三林む 一市一 の十二		の一十和 二番田二 三町市東 一東	二二十和 八の二田 四番市東 〇町東	"		"		"	
管居 理宅 指療 導養		夕支地 一援域 セセ ン括		訪問 介護		介応認 護型知 通症 所対		生応認 活型知 介共症 護同対		介応認 護型知 通症 所対	
局百石 調劑 薬		のン包む くタ一括 一タ支市 み援地 ちセ域		愛テ 一ル シシ ヨパ ンス		"		わホグ り一ル 二ム一 二ム一 ま		"	
堂ら上北 九せ町郡 三町上お 三明い	林む一 一七市 の十二	三林む 一市一 の十二		の一十和 二番田二 三町市東 一東	二二十和 八の二田 四番市東 〇町東	一字五所 〇一川 の二谷原 三五市	一字五所 七難川 七田一 四原市	一字五所 〇一川 の二谷原 三五市	一字五所 七難川 七田一 四原市	一字五所 〇一川 の二谷原 三五市	〇字五所 八一川 の一谷原 二五市
三	三	三		三		"		"		"	

変更後	変更前	区 分	
株式会社 アイセイブ	有限会社 高台薬局	名 称	介護予防事業者
八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	主たる事務 所の所在地	
介護予防 居宅療養 管理指導		類 種	介護予防 事業の種
湊高台薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所	
八戸市湊高 台五丁目二 四の七	所 在 地		
平成 二七・九 一	変 更 日		

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五
"	"	"	"
五戸東薬局	五戸調剤薬 局	三戸郡五戸 町字鍛冶屋 窪上三三三 の四	三戸郡五戸 町字正場沢 の四
"	"	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	株式会社 アイセイブ	"	株式会社 バナ	"	有限会社 フアミリー サポート	"	有限会社 フアミリー サポート	"
八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市石堂 の二丁目二四 の三〇	八戸市一番 町二丁目三 の一五	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六
"	"	"	"	"	"	介護予防 居宅療養 管理指導	"	介護予防 通所介護	"	介護予防 通所介護	"
アポテック 売市店	アポテック 柏崎店	アポテック 内丸店	アポテック 一番町薬局	アポテック 根城店	アポテック 根城店	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ	有限会社 フアミリー サポーター センター スタジオ
八戸市売市 の六丁目四	八戸市柏崎 の三丁目七 の一七	八戸市内丸 の三丁目五 の三七	八戸市一番 町の二丁目 七	八戸市根城 の五丁目二 の五	八戸市根城 の五丁目二 の五	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六	八戸市湊高 台七丁目二 六の六
"	"	"	"	"	"	三・九 一	三・九 一	三・二 二四	三・二 二四	三・二 二四	三・二 二四

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 パナソニック		株式会社和		"		株式会社大 五舎		"		医療法人守 生会	
八戸市石堂 の二丁目二四	八戸市一番 の町二丁目三	十和田市東 の一番町一	二十和田市東 の二丁目四〇	"		"		"		五所川原市 〇字八ツ谷二	
介護予防 居宅療養 管理指導	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護
百石調剤 薬局	ヘルパ ーシヨ ンズ			"		グループ ホーム マ		"		医療法人守 生会 まわり む	
上北郡お し町三	十和田市東 の一番町一	二十和田市東 の二丁目四〇	二十和田市東 の二丁目四〇	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三	五所川原市 〇字一ツ谷三
三 九 一	三 八 三	"	"	"	"	"	"	"	"	三 八 三	"

変更後	変更前	区分	
株式会社 テイセイ	有限会社 高台薬局	名	居宅介護事業者
八戸市石堂 の二丁目二四	八戸市湊高 台五丁目二 四の七	主たる事務 所在地	居宅介護 事業の種類
居宅療養 管理指導		名	居宅介護事業者
高台薬局		称	居宅介護事業者
八戸市湊高 台五丁目二 四の七		所在地	居宅介護事業者
平成 二七 年 一		年月日	変更

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十七年十月二十八日

青森県告示第七百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"
八戸市石堂 の二丁目二四	八戸市一番 の町二丁目三	八戸市石堂 の二丁目二四	八戸市一番 の町二丁目三
"	"	"	"
五戸東薬局	五戸調剤薬 局	五戸東薬局	五戸調剤薬 局
三戸郡五戸 町字鍛冶屋 の窪上三三 一四	三戸郡五戸 町正場五戸 三の四	三戸郡五戸 町字鍛冶屋 の窪上三三 一四	三戸郡五戸 町正場五戸 三の四
"	"	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社大五舎		"		医療法人守生会		株式会社メデイセイフ		有限会社フアミリーサポート	
"		"		"		五所川原市八ツ谷二〇一八		八戸市石堂の二丁目二四		八戸市湊高台七丁目二六	
認知症対応型通所介護		認知症対応型生活介護		認知症対応型通所介護		認知症対応型生活介護		居宅療養管理指導		通所介護	
"		グループヒマわり		"		医療法人守生会グループヒまわり		アポテック売店		有限会社フアミリーサポートセンター	
五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷七	八戸市売店の六丁目四		八戸市湊高台七丁目二六	八戸市大字沢道三三三の二
"		"		"		三・八・三		三・九・一		三・二・四	

変更後	変更前	区分	
株式会社メデイセイフ	有限会社湊高台薬局	名	介護予防事業者
八戸市石堂の二丁目二四	八戸市湊高台五丁目二四	主たる所在地	
居宅療養管理指導	介護予防	種類	介護予防
湊高台薬局		名	介護予防事業所
八戸市湊高台五丁目二四		所在地	
平成二七年		年月日	変更

青森県告示第七百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百四十八号

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人青森福祉振興会	株式会社和		
むつ市の十二番一	和野市東の二番一		
地域包括支援センター	訪問介護		
むつ市地域包括支援センター	ヘルパーステーション		
むつ市の十二番一	和野市東の二番一		
三・一〇・一七	三・八・三		

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	株式会社大五舎	"	"	"	医療法人守生会	"	株式会社メデイセーフ	"	有限会社フアミリーサポート	"
"	"	"	"	"	"	五所川原市八ツ谷二〇	"	八戸市石堂の二丁目二四	"	八戸市湊高台七丁目二六	"
介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防	介護型通所対防
"	"	グループヒマわり	"	"	"	医療法人守生会グループヒマわり	"	アポテック売店	"	有限会社フアミリーサポート	"
五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷四七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷四七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷四七	五所川原市一ツ谷三〇	五所川原市一ツ谷四七	八戸市売店の六丁目四〇	"	八戸市湊高台七丁目二六	八戸市大字沢道三三三の二
"	"	"	"	"	"	三・八・三	"	三・九・一	"	三・二・四	"

青森県告示第七百四十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前
株式会社和	株式会社和
十和田市東二番町一〇	十和田市東二番町一〇
訪問介護	訪問介護
ヘルパーステーション	ヘルパーステーション
十和田市東二番町一〇	十和田市東二番町一〇
三・八・三	三・八・三

届出事項	加入区名称	外ヶ浜	期 間	場 所
東津軽郡外ヶ浜町字平館弥蔵七七の一九	最上雅樹	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越一九三の二	平成二十七年十月二十八日から十一月十日まで	外ヶ浜漁業協同組合
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越一三六	五十嵐 忠彦	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越一三六		

青森県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三戸南部線	三戸郡三戸町大字二日町四五の二から 三戸郡三戸町大字六日町二まで	前 後	一・九・六〇メートルから 一・二・二〇メートルまで	一〇五・〇〇メートル	
				後	一・九・六〇メートルから 一・二・三〇メートルまで	一〇五・〇〇メートル	
				後	一・一・三〇メートルから 一・一・三〇メートルまで	一一五・七〇メートル	

青森県告示第七百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年十一月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道三戸南部線	三戸郡三戸町大字二日町四五の二から 三戸郡三戸町大字六日町二まで	平成二〇・一〇・二六

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十七年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

況の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月二十八日

東青地域県民局長 近 藤 宏

一 特定役務の名称及び数量

- 1 工事番号 東青管二七第一〇〇三号
- 2 工事名 青森県庁舎（南棟・東棟・議会棟）耐震・長寿命化改修工事
- 3 工事場所 青森市長島一丁目地内

4 工 種 建築一式工事

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 名 称 東青地域県民局地域連携部管理室分室

2 所在地 青森市大字幸畑字唐崎七六の四

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年八月二十一日

五 落札者の名称及び住所

奥村・鹿内・盛特定建設工事共同企業体

株式会社奥村組

大阪府大阪市阿倍野区松崎町二丁目2の2

株式会社鹿内組

青森市大字野尻字今田九七の一

株式会社盛興業社

青森市奥野一丁目一の二三

六 落札金額

金 四十五億九千万円

七 落札者を決定した手続

価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札(簡易型)の方法により落札者を決定したものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年六月二十九日

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第344号)第六十六条第三項の規定によりすることができないので、同令第五条第一項の規定により公示に

よる通知を行う。

平成二十七年十月二十八日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について(通知)

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十七年十一月四日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
工藤 義男	住所不明 戸籍附票の住所 青森県東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田156番地(昭和39年11月17日 職権消除)
日野 ジョーンデコルト	住所不明 住民票の住所 東京都杉並区高円寺北一丁目663番地(昭和29年9月9日 職権消除)
成田 オリ	住所不明 本籍地 北海道札幌市 住所不明 本籍地 北海道札幌市手稲区手稲穂穂261番地1
成田 幸一	住所不明 本籍地 北海道函館市 住所不明 本籍地 北海道函館市仲町6番地
(七) 川崎 茂	相続人不明 最後の住所地(平成20年3月17日消除) 津金一丁目13番12号(シオパレ又東海通第2 202号)

青森県事業団公告第八号

平成二十七年十月青森県新産業都市建設事業団理事会臨時会の議を経た平成二十七年
度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第二号)の要
領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の
規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二
十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。
平成二十七年十月二十八日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	629,982千円	157,252千円	787,234千円
第1項 営業費用	111,079千円	157,252千円	268,331千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭